

市有地売却事業に係るパートナーに関する協定書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が令和５年度、令和６年度及び令和７年度の市有地売却（以下「市有地売却」という。）を実施するにあたり、乙が甲のパートナーとして事業協力をするに関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、甲乙が協力して市有地売却を実施するにあたり、その業務区分及び責任内容等を定めることを目的とする。

- ２ 甲及び乙は、この協定書に基づき、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。
- ３ 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了したあとにおいても同様とする。

（業務区分）

第２条 甲乙は、市有地売却事業に係るパートナー事業者の募集仕様書及び乙が甲に提出した企画提案書に基づき、次表の業務を実施し、実施に係る費用は甲乙それぞれが負担するものとする。

実施者	業務内容
甲	(1) 印刷物（折込チラシ、リーフレット及び入札案内書）に広告枠を設け、乙より提供された乙の広告を掲載する。 (2) 乙から提供された住宅完成予想図及び間取りプラン（以下「住宅完成予想図等」という。）を印刷物等に掲載するとともに、パートナーとして乙の名称も掲載する。 (3) 入札参加者に対し、住宅完成予想図等の情報を提供する。
乙	(1) 住宅完成予想図等を作成し、甲に提供する。 (2) 入札参加者より、乙に住宅完成予想図等の問い合わせがあった場合に回答する。 (3) 次の市有地売却の広報を行う。 ア……【提案内容】 (4) ……【提案内容】

（住宅完成予想図等に関する責任）

第３条 乙は、甲に提供した住宅完成予想図等に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、甲乙協議の上、解決のために対応するものとする。

- ２ 乙は、甲の印刷物に掲載された乙の広告の内容に関し、一切の責任を負うものとし、甲

は一切の責任及び負担は行わないものとする。

(広告の内容等)

第4条 甲の印刷物に掲載する乙の広告の内容は、「財政局広告掲載要綱」に定める広告掲載に関する基準を満たすものとする。

2 乙は、広告内容について、事前に甲に報告し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、甲に1回あたり広告料〇〇〇円を支払うものとする。

・・・【提案内容により広告料を負担する場合】

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定期間等)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、甲は、乙が本協定の定めを履行しない等パートナーとして適当ではないと認めたときは、本協定を解除することができる。

2 乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除した場合は、乙が負担した費用について、乙は甲に請求することができない。

(その他)

第7条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙